

遅延情報に関する留意事項

【移動報告について】

移動報告は、使用済自動車等を引き渡し、又は引き取りしたあと速やかに（3日以内）移動報告を行うのが原則です。引渡し前に移動報告を行うことのないようお願いいたします。

【遅延確認について】

一定期間、引渡報告が行われないと、事業所あてに確認通知が行われます。毎日確認通知の有無を確認してください。

確認通知がなされている場合は、至急引渡し、または移動報告を行ってください。引取遅延の場合には、引渡し元の事業所あてに遅延確認が行われますのでご注意ください。（引渡し先の事業所には確認通知は行われません）この場合、引渡しの事実を確認の上、引渡し先に移動報告を要請してください。

【事前報告について】

やむを得ない事情で解体自動車等を次の工程に引き渡すことができず、結果として遅延報告がなされる恐れがある場合、事前にその旨を下記により管轄地方事務所に報告してください。

やむを得ない事情とは、次に示すような合理的な理由により、引渡しができない場合に限定されます。（不明な点がある場合は、管轄の地方事務所にお問い合わせください）

合理的な事情の例

不可抗力によるもの

- ・洪水・地震・豪雪などの自然災害により、設備が故障したり、道路などの輸送手段が確保できない場合
- ・その他事故等設備に不測の事態が生じ、作業不能に陥った場合
- ・損害保険等の手続、盗難車等犯罪・事件関連等の外的な要因で引渡しができない場合 など。

非意図的な入出荷の変動に起因するもの

- ・遠隔地への陸上輸送で、輸送ロットに見合った出荷量を確保する場合
- ・エアバッグ類について引取台数の規模、エアバッグ類の装備率等により回収量が一定個数に達するまで時間を要する場合
- ・年度末などに大量の引取りが生じた場合 など。

設備の更新等に起因するもの

- ・計画的な更新・修繕のため設備を停止し、事前の搬入調整をしてもやむを得ず処理が滞る場合

リユース促進のため特に必要と認められるもの

- ・例えば、比較的年式の新しい事故者を取り扱う場合、トラック、タクシー、バスの同型車を多数扱う場合であって、エンジン、ミッション等部品をとることによって部品そのものが劣化してしまう場合

合理的な理由がないにも関わらず、使用済自動車等の引渡しや移動報告を行わない場合、自動車リサイクル法に基づいた指導や行政処分が行われます。

【事前報告の方法】

事前報告を行う必要が生じた場合は、速やかに別添の事前報告書（様式 1。エアバッグ類にかかる事前報告の場合は様式 2。）により、管轄の地方事務所に報告を行ってください。

事前報告を行った場合も、使用済自動車や解体自動車等の引渡しが行える状況になった場合は、速やかに引渡し並びに移動報告を行い、遅延情報を解消してください。事前報告を行った場合でも、その理由が合理的なものと判断されない場合や、保管基準を超えて保管してある場合などには、自動車リサイクル法や廃棄物処理法に違反した行為がある場合には指導を行うことになります。

<事前報告を行う対象がエアバッグ類の場合>

次の書類をあわせて提出してください。

解体工程 3.1「車台情報の閲覧（引渡報告未実施車台の一覧）」画面の打ち出し紙（別紙 1、表示件数を「全件」としたもの。）

解体工程 3.3「車台情報の閲覧（使用済自動車自動車／解体自動車に関する移動報告状況の閲覧）」画面の打ち出し紙（別紙 2、申請日の前月分とする）

処理必要期間等を下記により算定し、記載してください。ただし、算定した処理必要期間が 1 年を超える場合には、1 年としてください。事前報告書の提出日にこの処理必要期間を加え、引渡し見込日を記載してください。

車上作動処理契約を行っている解体業者の場合

$$\text{必要処理期間} = \frac{8 \text{ 個} - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 5\%} \times 30 \text{ 日}$$

車上作動処理契約を行っていない解体業者の場合

$$\text{必要処理期間} = \frac{10 \text{ 個} - \text{既に回収済みの個数}}{1 \text{ ヶ月あたりの引取台数} \times 15\% \times 1.7 \text{ 個/台}} \times 30 \text{ 日}$$